

春日井市告示第23号

春日井市勝川駅前公営施設条例（平成20年春日井市条例第47号）第5条の規定により勝川駅前公営施設の指定管理者を指定したので、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年春日井市条例第28号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成21年 3月27日

春日井市長 伊 藤 太

1 指定管理者の名称及び住所

勝川開発株式会社

春日井市鳥居松町5丁目44番地

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

3 指定した団体を適当と認めた理由

当該団体は、当該施設が所在するルネック及びホテルプラザ勝川の管理業務を行っており、施設の安定的な管理及び市民サービスの質の低下を招くことのない運営が期待できるため、当該団体を指定管理者として指定することが適切である。